

# 平成30年度あきたの環境を考える体験事業業務委託仕様書

## 1 目的

「あきたの環境を考える体験事業（以下「体験事業」という。）」は、工場や事業所の環境に配慮した取組や、豊かな自然環境に触れる体験の機会を県民に提供することにより、秋田の自然を守り育み、次の世代に引き継いで行かなければならないことに気付き、環境保全活動を実践しようとする県民の意識の醸成を図るものである。

## 2 委託料

832,703円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

## 3 委託期間

契約締結の日から平成31年2月15日（金）まで

## 4 委託業務内容

- (1) 受託者は、別紙1（参考）平成29年度あきたの環境を考える体験事業第1回「電気のゆくえ」実施要領、別紙2（参考）同第2回「ごみのゆくえ」実施要領、別紙3（参考）同第1回「電気のゆくえ」行程表及び別紙4（参考）同第2回「ごみのゆくえ」行程表並びに（2）以下を参照し、体験事業に係る企画、調整、募集、運営及び事業結果の報告等すべての業務を実施すること。その費用は委託費に含まれることとする。
- (2) 体験事業は小学生3～6年生の親子を対象とし、小学校の長期休業中に次の3回を日帰りで行う。なお、見学地は県内とし、午後5時までに解散する行程とする。
  - ①「電気のゆくえ」  
県北地区（能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡）の親子を対象に大館市発着で実施。風力発電所と火力発電所等を2箇所以上見学する。
  - ②「廃棄物のゆくえ」  
中央地区のうち由利本荘市・にかほ市の親子を対象に由利本荘市発着で実施。一般廃棄物処理施設と食品リサイクル工場等を2箇所以上見学する。
  - ③「水のゆくえ」  
中央地区のうち秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡の親子を対象に秋田市発着で実施。ダムと下水処理施設等を2箇所以上見学する。
- (3) 参加費用は無料とする。
- (4) 体験事業の実施に当たり、事業遂行責任者として1名同行させること（ただし、運転者は除く。）。
- (5) 体験事業の各回の定員は40人とし、定員に達し次第受け付けを終了する（使用するバスは大型バスを想定。）。
- (6) 体験事業の実施に当たり、環境教育要員として地球温暖化防止活動推進員、または同等の資格を有する者を毎回1名同行させること。各施設の見学のほか、参加対

象者に応じて、より理解を深める内容を付随させること（バス移動時間を利用した体験事業に関連するクイズ等）。

- (7) 参加者の募集のためのチラシを合計15,000部程度作成すること。各回の対象地区内全小学校に3～6年生児童数分のチラシを配布すること。なお、チラシの作成及び送付にあたっては、事前に県と協議すること。
- (8) 受託者が旅行業の登録を受けていない場合には、バスの賃借及び事業を行う際に以下の点に留意して実施すること。
  - ①企画・募集の段階から責任を持って遂行できる責任者をおくこと。
  - ②催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。  
(例)「旅行業法第12条の4、12条の7、12条の10」など。
  - ③旅程が安全面において問題がなく、かつ旅行目的を達成していると判断できること。  
(例) 身体的安全の確保（運行ルート上の病院の把握等）
  - ④旅行中に連絡がとれる責任者をおくこと。
  - ⑤事故発生時の損害賠償に備えて、損害賠償責任保険加入等の措置をとること。  
(例) 従来加入してきた「レクリエーション保険」等
- (9) 体験事業の参加者全員に対して、実施する回毎にアンケート調査を行い、集計及び分析を行うこと。
- (10) 気象状況、道路状況、その他の災害等のため体験事業の実施が困難な場合の対応についてもあらかじめ計画に盛り込むこと。
- (11) 対象外の児童の同伴希望がある場合は、事前に受け入れ先及び県と調整のうえ適宜判断するものとする。
- (12) 事業実施の際に収集し、または県から提供を受けた個人情報については、契約締結の際に取り交わす「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に管理を行うこと。

## 5 実施計画の策定

受託者は、体験事業各回の実施内容を企画し、5月31日（木）までに、実施計画書（別紙5）を提出し、県の確認を受けること。

## 6 実績報告

受託者は、体験事業各回実施後速やかに実施状況報告書（別紙6）を提出すること。

## 7 委託業務に係る報告書

業務を完了した後、委託業務完了報告書（別紙7）を速やかに県に提出すること。

## 8 委託費の支払い

県は、受託業務の遂行上、必要がある場合は概算払とすることができる。